

(別表1)

事業継続力強化支援計画

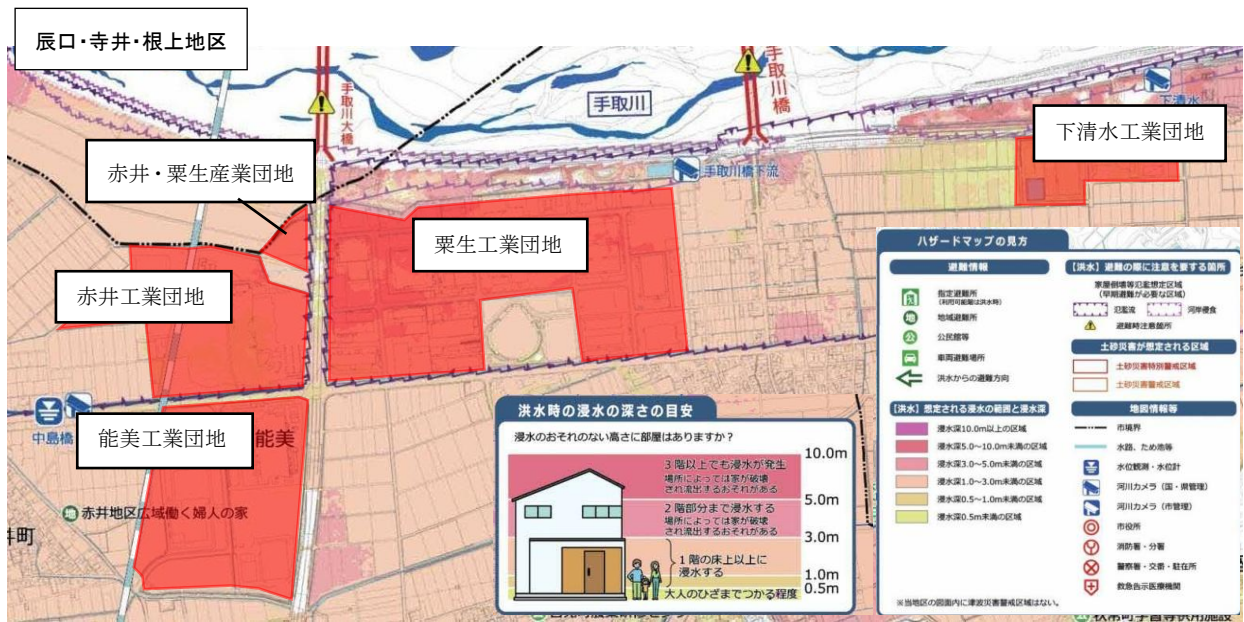
事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、手取川、熊田川、西川が大雨等により堤防が決壊した場合、産業団地、工業団地が多く集積している根上地区や寺井地区で3メートルから5メートルの浸水深がある。



(能美市 洪水・土砂災害ハザードマップ)

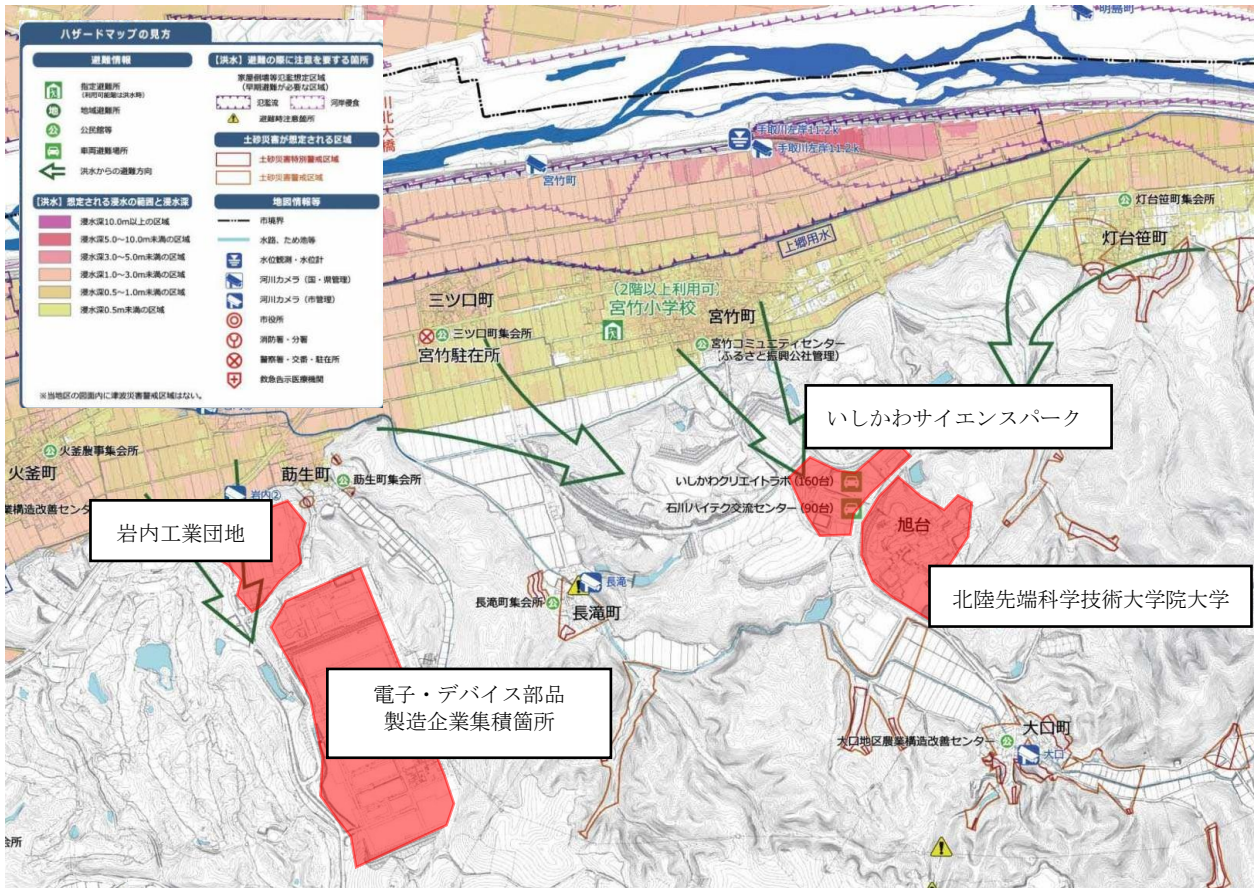
当市では、直近では1934年(昭和9年)7月に手取川大洪水が発生している。この洪水では家屋流失172戸、浸水家屋586戸、死者97名、負傷者35名、行方不明者15名、という大災害となった。

これ以降は大規模な洪水は発生していないが、今後「手取川の氾濫(国土交通省資料 平成29年)」による洪水が起こった場合、能美市で浸水面積2,989ha、浸水個数9,701戸、被災人口(影響人口)29,555人の被害が予想されている。

なお、令和4年8月の大雨では土砂災害警戒情報が発表され、寺畠町、鍋谷町に避難指示が発令された。幸い人命に関わるような被害はなかったものの、住家被害は床上浸水28棟、床下浸水139棟と多数見られ、事業所関係(工場、店舗等)では浸水31件、雨漏り2件、火災1件の被害が発生した。

(土砂災害：ハザードマップ)

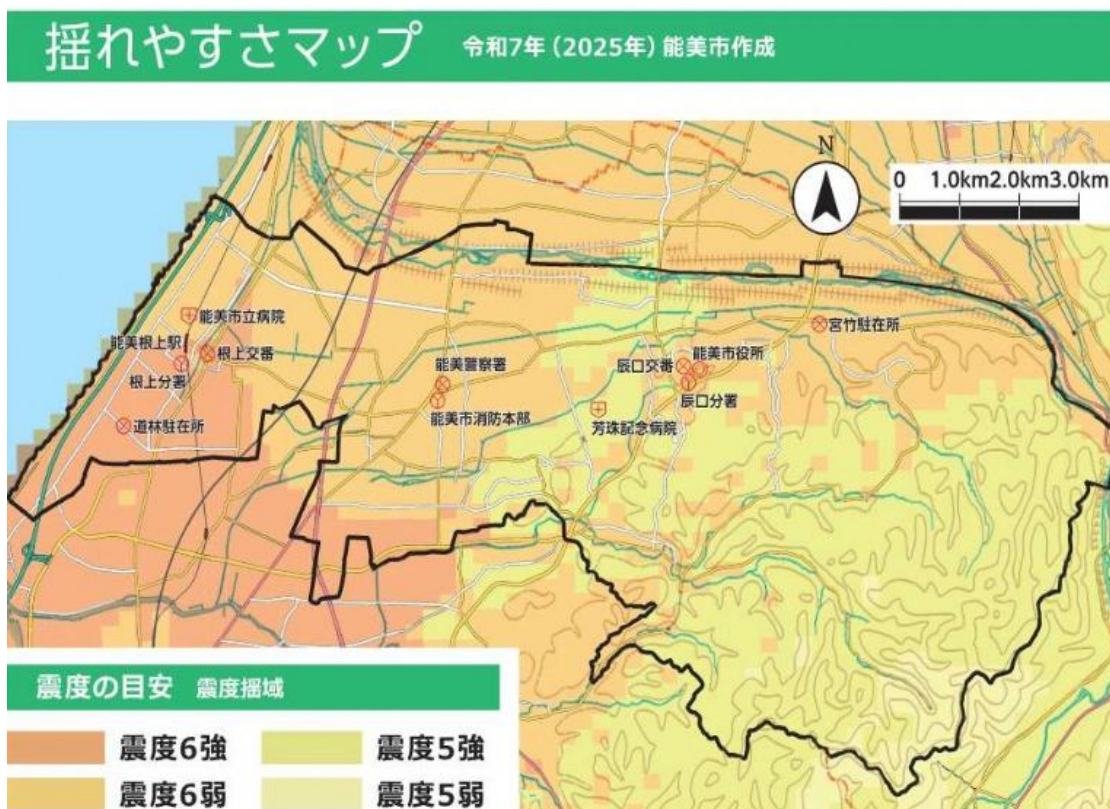
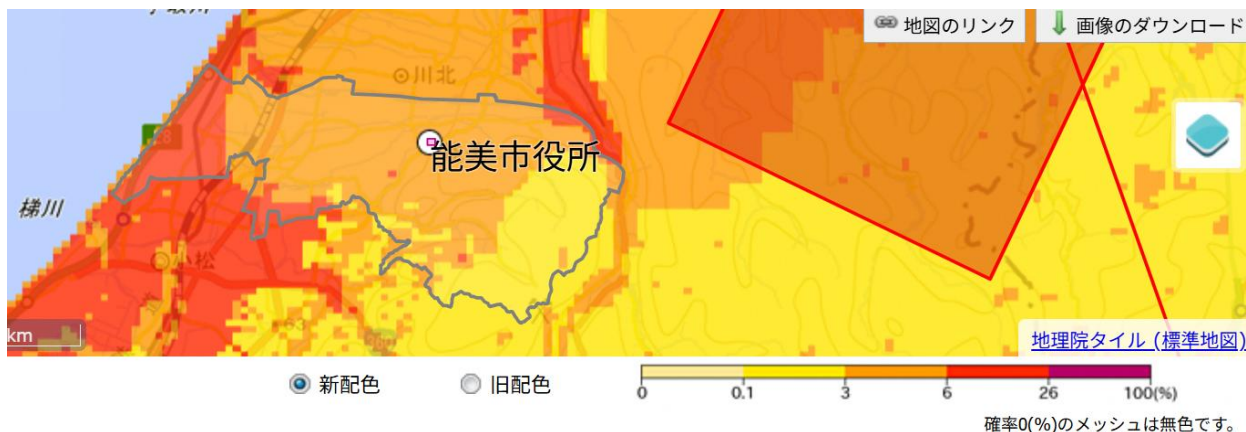
当市には、土石流などの土砂災害が生じる恐れのあるエリア(土砂災害警戒区域)が105箇所指定されており、そのうち約93%が辰口地区に分布している。同地区には、電子部品・デバイス製造業・繊維業の多くが集積しているが、土砂災害警戒区域の付近での立地企業は少ない。



(能美市 洪水・土砂災害ハザードマップ)

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地区によると、能美市は震度6弱以上の地震が今後30年間で当市の広い範囲において3%以上の確率で発生するといわれており、震度5弱～6強の地震が起こる地域と想定されています。



令和6年能登半島地震で、能美市では最大震度5強を観測し、建物や道路の損傷、断水などの被害が発生し、避難所の運営などが行われた。

石川県地震被害想定調査報告書(令和7年)の中で、「福井平野東縁断層帯主部」の主な被害予測では能美市では震度6強の揺れが予想され、建物の全壊・全焼1,702棟、半壊以上3,626棟、水道被害(断水人口)54,078人の被害が予想されている。

(津波災害：ハザードマップ)

当市では、日本海側に位置する根上海岸約6kmに渡り、津波浸水想定区域が指定されている。根上海岸付近には臨海工業地区が広がっており、繊維業をはじめとした製造業の多くが集積している。



(能美市 地震・津波ハザードマップ)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,451人
- ・小規模事業者数 1,283人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	292	283	市内に広く分散している
	製造業	382	303	産業団地や工業団地の他、沿岸部に多い
	卸・小売・飲食店	386	348	商業地区の他、市内に広く分散している
	サービス業	346	308	市内に広く分散している
	その他事業	45	41	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の一般災害と地震災害、津波災害、事故災害のそれぞれの災害発生時に市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定し、毎年検討を加え、見直しを行っている。

地域防災計画では、災害による被害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平常からの防災訓練、市民への防災知識の普及等に関する「災害予防計画」と災害時における初動期の対策及び応急対策など、被害の拡大防止に関する「災害応急対策計画」、被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための「復旧・復興計画」が災害のケースごとに記載されている。

②総合防災訓練の実施

大雨に伴う土砂災害や洪水の災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、自らの役割を認識し自発的に行動できる職員を育成し、組織の災害対応力を強化する「職員と組織の災害対応力強化訓練」の一環として実施している。

③備蓄品の整備

災害応急対策に必要とされる備蓄物資について、年次計画に基づいて整備している。

④防災フェスタ等の防災啓発イベントの開催

防災学習拠点である能美市防災センターで、平成29年度から地方公共団体や企業、各種団体がブースを出展し、子どもから大人まで楽しく災害対応力を身につけることが出来るイベントを開催している。

⑤防災出前講座の実施

希望する町(内)会や各種団体に対し、災害時の対応に関する出前講座や図上訓練を行なっている。

⑥防災情報冊子(防災ガイドブック)の配布

災害の被害を減らすためには、日頃からの自助・共助の意識と災害から命を守るための学習が重要である。災害から身を守るための行動と備えについて、能美市地域防災計画に沿った内容で市民にわかりやすく伝えるために作成し、普及啓発のための情報の発信を目的として実施している。

⑦デジタルハザードマップ

スマートフォンやパソコンでいつでもどこでも確認が可能なハザードマップを令和7年度から市ホームページで公開している。日本語以外の6ヶ国語に対応しており、指定避難所の開設状況や混雑状況もデジタルハザードマップ上で可視化することで、災害時における迅速かつ正確な情報発信体制を強化している。

⑧新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、住民の生命及び健康を保護することを目的に、行動計画を策定している。

2) 当会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また令和元年7月には事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて、以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進している。

②事業者BCP策定セミナーの開催

平成30年以降、BCP・事業継続力強化計画策定を石川県商工会連合会と共催で定期的で開催し、令和5年以降は毎年1回、同セミナーを開催している。

③能美市事業継続力強化支援協議会の開催

令和3年2月以降、能美市事業継続力強化支援協議会を3回開催し、能美市と市内企業の事業継続力強化計画の推進について意見交換を行った。

④能美市事業継続力強化認定企業支援事業補助金制度の普及啓発活動

令和元年に創設された同補助金の市内事業者への普及啓発活動を行い、市内企業の事業継続に資する設備投資を推進した。

⑤事業継続力強化計画の策定支援

令和2年以降、個別に市内事業者20者の事業継続力強化計画の策定支援を行い、認定につなげた。

⑥商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入推進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険(引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン、三井住友海上、あいおいニッセイ)」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

3) 当会の令和6年能登半島地震への対応

①地区内事業者の被害状況の調査

発災後、能美市商工会の全役員に聞き取り調査を行うとともに、巡回指導等により、管内事業者の被害状況や被害金額を把握するための調査を行い、商工会連合会に報告した。

②地区内事業者の相談対応及び支援

令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口を設置し、各種融資制度やなりわい補助金、小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)等の情報提供や補助金の申請支援等を行い、管内事業

者の経営安定、事業継続に努めた。

③被災した商工会・商工会議所への応援支援

商工会連合会と連携し、能登地区の商工会や能登事業者支援センターに職員を派遣し、事業者の支援を行った。

II 課題

- ①現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ②市の担当課を通じて、市民レベルでの防災意識の向上は進みつつあるものの、当市の事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。
- ③令和6年能登半島地震のような被害が甚大な災害が発生した場合、商工会自体も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。そのため、商工会連合会・県・国等と連携した緊急的な支援体制の構築が必要である。
- ④令和6年能登半島地震では、職員の安否確認や住居等の被害状況把握に時間を要したため、緊急時に稼働できる連絡体制の構築のみならず、平時から災害時の対応に関する意識付けが課題である。
- ⑤管内事業者の迅速な被害状況把握も課題である。当会には約1,300社の会員がおり、全ての安否確認、被害状況把握は相当な時間を要すると推測されるため、事業者の状況確認がしやすい体制づくりが、今後の課題である。
- ⑥職員の事業者BCP策定支援に関する知識やノウハウ及び、保険、共済に対する助言力に課題があり、保険会社や各種専門家との連携が必要である。
- ⑦感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ①事業継続力強化計画策定セミナーを毎年1回開催し、管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ②地区内小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ③災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間の被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ④発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ⑤事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等リスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ②会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・当会は令和7年度に事業継続計画を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ①全国商工会連合会と提携している損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ②感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ③関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- ②能美市事業継続力強化支援協議会(構成員：当会、当市)を年一回、開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7.0の地震又は手取川の氾濫による洪水等)が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であり、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後は当会では事務局長、本市では産業交流部長が統括となり1時間以内に職員の安否確認を行い、安否結果を当会と本市で共有する。

(SNSや電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と本市で共有する。)

- ②国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、能美市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①当会と本市の間で、県・商工会連合会とも情報共有しながら、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨による例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警戒解除後に出勤する。

- ②職員全員が被災する場合等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を確認し、自然災害発生から、おおむね24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・※<u>地区内</u>10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が分断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

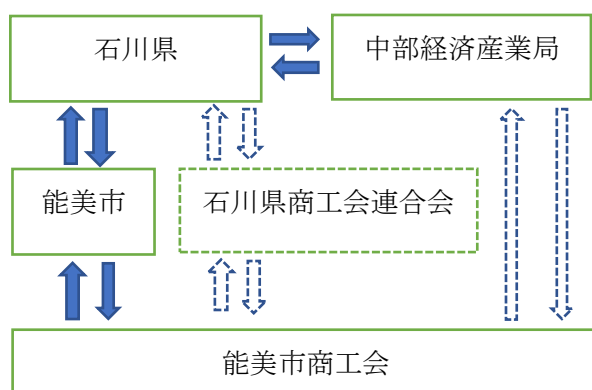
※能美市を3地区(旧辰口町を辰口地区、旧寺井町を寺井地区、旧根上町を根上地区)に分ける。なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

④本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～2週間	被害状況が入り次第、随時共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ①平日、休日を問わず、自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④被災事業者からのヒアリング等により被災状況の情報収集を行い、被害額や被害状況を事業者管理台帳に記載して被災情報の整理を行う。
- ⑤自然災害発生から、おおむね3日以内に、県の指定する様式にて、地区内事業者の被害額の算定を行い、当会と当市で共有する。
- ⑥当会と当市が共有した情報を、石川県の指定する方法にて当会又は当市より、速やかに石川県へ報告する。
- ⑦感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会を当市が共有した情報を石川県の指定する方法にて当会又は当市より石川県へ報告する。



〈4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ①窓口相談の開設方法について、県及び能美市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策(国や県、能美市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や窓

口相談の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ①石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②当会の被害が小さく、職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、県、商工会連合会などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。
- ③被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。
- ④発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）について、国の機関や石川県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

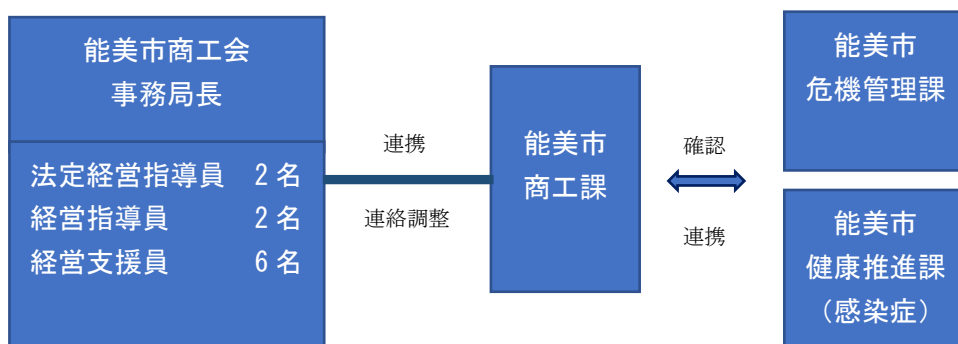
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山下 貴広 (連絡先は後述(3)①参照)

〃 清水 琢也 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

能美市商工会

〒923-1121 石川県能美市寺井町ヨ47

TEL: 076-204-6815 / FAX: 0761-57-3510

E-mail: nomi@shoko.or.jp

②関係市町

能美市 産業交流部商工課

〒923-1198 石川県能美市寺井町タ35

TEL: 0761-58-2254 / FAX: 0761-58-2266

E-mail: shoukou@city.nomi.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

※専門家派遣については国、県の無料の専門家派遣制度で対応することを想定。

調達方法
自己資金、石川県補助金、能美市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。